

申請情報

1. 申請年度

2024

2. 申請区分

更新確認申請（昨年度、機関要件を満たしていた。）

3. 設置者に関する情報

設置者の法人類型	学校法人
設置者の名称	学校法人永井学園
設置者の主たる事務所の所在地	奈良市西大寺新田町1-15
設置者の代表者の役職	理事長
設置者の代表者の氏名	永井 宏昌

4. 大学等に関する情報

大学等の種類	私立専門学校
大学等の名称	奈良総合ビジネス専門学校
大学等の所在地	奈良市西大寺新田町1-15
学長又は校長の氏名	永井 宏昌

5. 申請書を公表する予定のホームページアドレス

<https://nagai.ac.jp/disclosure/>

奈良県知事 殿

学校法人永井学園

理事長 永井 宏昌

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	奈良総合ビジネス専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ 専門学校)
大学等の所在地	奈良市西大寺新田町1-15
学長又は校長の氏名	永井 宏昌
設置者の名称	学校法人永井学園
設置者の主たる事務所の所在地	奈良市西大寺新田町1-15
設置者の代表者の氏名	永井 宏昌
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://nagai.ac.jp/disclosure/

※ 以下のいずれかの□にレ点(☑)を付けて下さい。

 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☑)を付けて下さい。

 この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	教務 富森 衛	0742-41-5001	tomimori@nagai.ac.jp
第2号の1	教務 富森 衛	0742-41-5001	tomimori@nagai.ac.jp
第2号の2	教務 富森 衛	0742-41-5001	tomimori@nagai.ac.jp
第2号の3	教務 富森 衛	0742-41-5001	tomimori@nagai.ac.jp
第2号の4	教務 富森 衛	0742-41-5001	tomimori@nagai.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

I. ① 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入 (A)	経常支出 (B)	差額 (A) - (B)
申請前年度の決算	341,762,453円	239,770,652円	101,991,801円
申請2年度前の決算	300,408,038円	248,637,361円	51,770,677円
申請3年度前の決算	233,800,752円	219,360,913円	14,439,839円

I. ② 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産 (C)	外部負債 (D)	差額 (C) - (D)
申請前年度の決算	868,961,752円	3,000,800円	865,960,952円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員 (E)	在学生等の数 (F)	収容定員充足率 (F) / (E)
今年度 (申請年度)	220人	142人	64%
前年度	220人	146人	66%
前々年度	220人	56人	25%

(I. ②の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

1. 高等教育の修学支援新制度の対象となる学部等

分野	課程名	学科名	修業 年限	昼夜	時間制 単位制
商業実務	商業実務専門課程	医療秘書科	2年	昼間	時間制
(上記学科のうち、募集停止や完成年度到達前の学部等)					

2. 支援対象者が在籍できない学部等

分野	課程名	学科名	理由
商業実務	商業実務専門課程	ビジネス・日本語学科	留学生のみ在籍学科のため

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
商業実務専門課程	医療秘書科	夜・通信	1651 単位時間	160単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://nagai.ac.jp/rls/docs/syllabusB.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の1-②関係【実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》】

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

学科名	医療秘書科	
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数
医療事務 医科Ⅰ・Ⅱ	464 単位時間	160単位時間
労災保険	81 単位時間	
医療事務 歯科	186 単位時間	
医療事務 調剤	93 単位時間	
病院管理Ⅰ・Ⅱ	64 単位時間	
医療法規Ⅰ・Ⅱ	97 単位時間	
秘書理論・実技	132 単位時間	
マイクロソフトⅠ・Ⅱ	159 単位時間	
データベースⅠ・Ⅱ	64 単位時間	
ビジネス概論・ビジネス文書	66 単位時間	
接遇マナー・メイク実習	51 単位時間	
Mac実習	99 単位時間	
商業簿記	31 単位時間	
就職実務	31 単位時間	
電卓演習	33 単位時間	
単位数又は授業時数の合計	1651 単位時間	

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

請求があれば事務局で提示する

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社役員・評議員	R4. 5. 31 ~ R7. 5. 30	全体の運営方法 年間事業計画 等
非常勤	個人役員	R4. 5. 31 ~ R7. 5. 30	全体の運営方法 年間事業計画 等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスに関しては、各年度3月下旬に作成し、授業計画を作成している シラバスには、科目名・時間数・教員名・実務経験欄・学習内容・目標到達点・目標資格・テキスト等を記載し、学習計画とともに授業計画を作成している また、シラバスには、評価方法と評価基準を併せて記載している 学生には、4月入学後すぐのオリエンテーション時に、学生の手引きとともに配布・説明をし、請求があれば事務局で提示している 	
授業計画書の公表方法	https://nagai.ac.jp/rls/docs/syllabusB.pdf
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>～学習の手引き～より抜粋</p> <p>3. 成績評価</p> <p>(1) 成績評価は、原則として各科目終了時に1回の評価をする。</p> <p>(注) 1. 前期・後期にまたがる科目については、前期終了時に中間評価を出し、証明書等の中間評価欄に記入する。その際は、確認テストや模擬テストの結果、ないし関連検定結果をもとに評価する。</p> <p>2. 同一名称であっても、末尾にⅠ・Ⅱ、A・B等の記号の付されているものは、それぞれ別の科目として取り扱う。</p> <p>(2) 成績評価は、検定取得状況、平素の授業態度、確認テスト、出席率、ホーム</p>	

ワーク状況、試験等の資料によってなされ、本人の努力に関しては、特に評価する。

(3) 評価基準は、下記の通りである。

- 優：科目に対する理解および日常の授業態度が優秀な者
- 良：科目に対する理解および日常の授業態度が良好な者
- 可：科目に対する理解および日常態度について努力改善が必要な者
- 不可：科目に対する理解および日常の授業態度が著しく劣る者

・各講師により、指標に違いがあるものの、課題提出、出席率、平常点、試験成績等で

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

評価(評点)区分とGP

評価等	評点	GP
優	100～90点	4
良	89～80点	3
	79～70点	2
可	69～60点	1
不可	60点未満	0

GPAは、原則として履修登録したすべての科目を対象に次の計算式により算出する。

GPAの計算式

$$GPA = \frac{\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{上記授業科目のGPの合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

※小数点第2位を四捨五入

GPAの計算例

科目名	単位数(a)	評価等	評点	GP(b)	a × b(c)
△△概論	2	優	92	4	8
○○実習	4	良	85	3	12

客観的な指標の
算出方法の公表方法

請求があれば事務局で提示する

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

～学習の手引き～より抜粋

5. 卒業条件

- a. 卒業基準検定の取得
- b. 卒業年次出席すべき日数の出席率が90%以上
- c. 成績評価がすべて可以上

(注) a項を充たせない者は同等レベルの認定試験を受験し、合格しなければならない。この認定試験を受けるに際しては、他の検定資格、出席状況によって卒業判定委員会でその受験資格の有無が決定される。認定試験を受験するには、該当検定試験相当額の受験料を納付しなければならない。

※卒業判定委員会においては、卒業基準検定に関して、社会人としてその分野において少なからずとの活躍できる基礎レベルをクリアできているものを卒業基準検定としている。そのため、a.における部分をクリアできたものは、その分野にて、実務経験はないにしろ、基礎レベルに達していると認定し、卒業を認定する指標としている。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

請求があれば事務局で提示する

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nagai.ac.jp/rls/docs/zaimu23.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nagai.ac.jp/rls/docs/zaimu23.pdf
財産目録	請求があれば事務局で提示する
事業報告書	請求があれば事務局で提示する
監事による監査報告（書）	https://nagai.ac.jp/rls/docs/kansa24.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	医療秘書科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授 業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	1,912 単位時間	1,470 <small>単位時間</small>	0 <small>単位時間</small>	442 <small>単位時間</small>	0 <small>単位時間</small>	0 <small>単位時間</small>
			1912 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		6人	0人	5人	4人	9人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・シラバスに関しては、各年度3月下旬に作成し、授業計画を作成している シラバスには、科目名・時間数・教員名・実務経験欄・学習内容・目標到達点 目標資格・テキスト等を記載し、学習計画とともに授業計画を作成している
成績評価の基準・方法
（概要） ・各講師により、指標に違いがあるものの、課題提出、出席率、平常点、試験成績等で 100点満点で数値化し、100点～90点：優、89点～70点：良、69点～60 点：可、59点以下：不可と成績評価を行っている。
卒業・進級の認定基準
（概要） ～学習の手引き～より抜粋 5. 卒業条件 a. 卒業基準検定の取得
学修支援等
（概要）

学業成績及び行動において、他の学生の模範となり得る評価を受けた人物に対して、奨学制度を設ける。また、個人面談、補習等の指導、再試験の機会を与える等により、学修支援等を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
1人 (100%)	() %	1人 (100.0%)	0人 (0.0%)
（主な就職、業界等） 総合病院・医院・クリニック、歯科医院、調剤薬局等			
（就職指導内容） 病院研究、履歴書指導、面接指導			
（主な学修成果（資格・検定等）） 医療事務資格取得目標			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
6人	1人	16.7%
（中途退学の主な理由） 精神的な理由によるもの（朝起きれない→不登校→退学）		
（中退防止・中退者支援のための取組） 面談、保護者との連絡		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
医療秘書科	100,000円	760,000円	130,000円	その他は設備・維持費
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://nagai.ac.jp/rls/docs/hyoka23.pdf		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己評価を踏まえ、その結果について、保護者・卒業生・地域住民・高等学校関係者・地域企業代表からなる学校関係者評価委員会を設置し、その委員による学校関係者評価を実施し、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させ、学園運営に反映するのを目的とする。評価項目として、教育		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
会社員	R6. 4. 1 R8. 3. 31	保護者
会社員（医療事務）	R6. 4. 1 R8. 3. 31	卒業生
地元自治会	R6. 4. 1 R8. 3. 31	地域住民
県立高校元教頭	R6. 4. 1 R8. 3. 31	高等学校関係者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://nagai.ac.jp/rls/docs/hyouka23.pdf		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
https://www.nagai.ac.jp/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		2人	1人	2人
内 訳	第Ⅰ区分	2人	1人	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				2人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間		前半期	後半期
		0人	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	1人
3月以上の停学	0人
年間計	1人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び 専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	0人
GPA等が下位4分の1		0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良総合ビジネス専門学校
設置者名	学校法人永井学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		-	-	-
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				-
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期 後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	前半期	後半期	
	0人	0人	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	0人
GPA等が下位4分の1		0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。